

No.6 多発しているはしご等 - 墜落・転落の死亡災害事例（2022年）

2022年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者 規模
12	14～16	被災者が、トラック背部のテールゲートを高さ65cmに上げ、その上に高さ90cmの踏み台を乗せて、アッパーゲートの雨漏り修理作業をしていたところ、地面に墜落したものの。	011701	371	1	1～9
12	10～12	被災者は、伸縮式の移動はしごを用いて高さ約6メートルの箇所にあるガラス窓の清掃を行っていたところ、ガラス窓のある建屋から57センチメートルはなれたフェンスの外の集合住宅敷地内に墜落した。作業場所にははしごの下方を支えるための労働者が配置されていたが、被災時にははしごから離れていた。後日、被災者の死亡が確認された。	080409	371	1	50～99
12	10～12	アコーディオンカーテンの設置作業にあたり、高さ2.6mの脚立のうち、1.74m若しくは2.02mの踏面部分に乗ってタッチアップ作業（仕上げのペンキ塗り作業）を行っていたところ、同箇所から誤って墜落し、床面で頭を強く打ち、約1時間半後に死亡した。	011709	371	1	10～29
12	14～16	被災者が、立ち馬（高さ1.5m）を用い、店舗の看板の清掃作業中、立ち馬から足を踏み外し墜落した。被災者は保護帽を着用していた。	150109	371	1	1～9
	14	2階建て木造家屋の雨樋清掃（家主から受注、工事非該当、1日のみ）に被災者一人で訪問していた。頭から出血した被災者が家主に助けを求めて来て病院搬送後、後日外傷性頭蓋骨内損傷で死亡。直				10

11	～	16	後の状況は下屋根軒先（高さ約3m）から、はしご（長さ約4mの脚立兼用）が落ちかかり玄関脇植栽に引っかかっており（下端は軒先より約1.5m低い）、下屋根にはしご支柱と同幅の擦過痕、地面に血痕があった。	030209	371	1	～	29
11	～	12 ～ 14	被災者はマンション新築工事現場4階ベランダで脚立を使用して雨どいの接続作業を行っていたところ、足を踏み外して9.29メートル下の地上へ転落した。救急車が到着し病院へ搬送されたが、死亡が確認された。	030201	371	1	1～	9
10	～	8 ～ 10	被災日当日、民家のテレビ用アンテナ撤去及びケーブル引込作業を被災者他1名で行うことになった。被災者は民家のテレビケーブルの場所の調査を、同僚は民家から離れた場所にある電柱上にある設備で切り替え作業を、それぞれ別個に取り掛かった。民家の住民が玄関前で血を流し倒れている被災者を発見し、消防に通報したが、その後死亡が確認されたもの。	030203	371	1	1～	9
10	～	12 ～ 14	電線移設作業を行っていた被災者が、建物1階の施錠された正面玄関を開けようとしている所を大学職員に発見された。発見時に被災者の意識が朦朧としており、緊急搬送された。その後、容体が悪化し死亡が確認された。	030302	371	1	1～	9
9	～	16 ～ 18	トラックの運転席近くで被災者と脚立が倒れているのを同僚が発見した。被災者の右足と地面の間にはホースがあり、水が流れている状態であった。被災者の周囲には保護帽はなく、着用していたサンダルが落ちていた。	040301	371	1	30～	49
9	～	22 ～ 24	店舗入口風除室の撤去工事において、被災者が脚立を使用し、サッシのガラス板の取外し作業を行っていた。脚立の片側の踏みさん（地面から高さ1.4メートル）に両足を乗せて立ち、ガラスを取り外した後、天板（地面から高さ1.7メートル）に腰かけた際にバランスを崩し、脚立が倒れるとともに地面に墜落し、急性硬膜下血腫により死亡したものである。保護帽を着用していたが、地面に	030209	371	1	1～	9

		頭部をぶつける前に脱げた。				
9	14 ～ 16	工場内において、被災者が脚立を用いて清掃作業中、床上に倒れているところを発見され、翌日に収容先の病院で死亡した。なお、被災者は保護帽を被っていなかった。	150105	371	1	30 ～ 49
8	14 ～ 16	被災者は、移動式はしごを用いて、コンポハーベスト（鶏糞肥料を攪拌する機械）に上り、点検作業を行い、作業終了後、約2.13m下のコンクリート床面に墜落した。その後、救急搬送され、右頭蓋骨骨折、急性硬膜下血腫、脳挫傷の治療を受けていたが、負傷に伴い小腸に非連続性の壊死が認められたため、緊急手術を受けるも、その後、容態が悪化し非閉鎖性腸間膜虚血により死亡した。	070101	371	1	30 ～ 49
7	8 ～ 10	日常清掃を委託されたマンションにて植栽剪定作業を行っていた被災者が、脚立の横で頭部に剪定ばさみが刺さった状態で倒れているところを近所の者が発見した。被災者は意識不明の状態であり、救急車で病院に搬送され治療が行われたが、後日、死亡したものの。	150101	371	1	300 ～ 499
7	10 ～ 12	新築建売木造住宅の内装工事作業を行っていた被災者が、1階から2階にかけられたはしごより墜落し、左全肋骨及び左鎖骨骨折、肺の内出血と診断され入院加療していたが、その後容態が急変し、災害発生17日後に死亡したものの。	030202	371	1	1～ 9
7	8 ～ 10	被災者は作業小屋屋根の修理工事見積りのため二連はしごを使い屋根へ上ろうとした。二連はしごが屋根の軒先から約85cm突き出す形で立てかけ、同僚がはしご下部を押さえて被災者がはしごを昇った。被災者が上はしごの踏み棧を二段ほど昇ったところ上はしごと下はしごの連結部分のロック金具が下はしごの踏み棧にかかっていなかったため、上はしごが下方へスライドし、そのはずみで被災者は約4.2mの高さから地面に墜落した。	030202	371	1	10 ～ 29
6	10 ～ 12	バイオマス発電所発電プラントのFAタンク内で燃焼灰の吸出し作業中、はしごの上から落下し、灰の中に埋没して窒息死したものの。	030302	371	1	10 ～ 29

6	10 ～ 12	高さ3.12メートルの住宅の屋根に上り、ケーブルテレビ用の引込み線を束ねる作業を行っていたところ、地上に墜落し、死亡したものの。	030301	371	1	10 ～ 29
5	8 ～ 10	一般住宅の通信ケーブルの撤去作業において、高さ5.5メートルの箇所に取り付けられていたケーブルを撤去するため、被災者が移動はしごを昇っていたところ、はしご先端部から1.4メートルの箇所が折れ、被災者が地上に墜落したものの。病院に搬送後、後日死亡した。	030301	371	1	1～ 9
5	16 ～ 18	個人住宅で、事業主と2人で既存カーポートの屋根板の取付け作業を行っていた被災者が、脚立上（上から2段目の踏さん、高さ1.7m）からコンクリートの地面に墜落し、頭部打撲により急性硬膜下血腫となり死亡したものの。なお、被災者は墜落防止用の保護帽を着用していた。	030209	371	1	1～ 9
4	8 ～ 10	10階建てマンションの8階ベランダの床に設置されている避難梯子のワイヤー交換作業を2名で行っていた。対象の避難梯子を8階から7階に降ろしたところ、4～5段目が錆等により固着していたため、十分に伸びきらなかった。被災者は、ワイヤーの交換作業を8階から試みたが作業困難であったため、対象の避難梯子に足を掛けたところ、固着していた梯子が伸びきり、その反動により7階ベランダから地上に墜落した。	170209	371	1	1～ 9
4	8 ～ 10	被災労働者は、定修工事の完了した反応器の頂部マンホール閉止作業前に、内部確認のために縄梯子を使用し入槽していた。反応器底部の確認後、地上に戻るために縄梯子を上っていたところ、被災者は反応器底部より約10mの高さから槽内に墜落した。	010801	371	1	300 ～ 499
3	8 ～	陸屋根の4階建てマンション屋上で、当該屋上の西側端部の塔屋の上に設置された貯水槽の交換にかかる見積もりのため、貯水槽の寸法と設置状況の確認を行っていた被災者が、当該貯水槽に設けられた垂直タラップを登っていたところ、垂直タラップと共にマンショ	030203	371	1	1～ 9

	10	ン西側隣地の屋根付駐車場の折板屋根（ルーフデッキ）上に約13m墜落し、死亡した。				
2	10 ～ 12	卸売市場内において、熱利用システムの撤去工事のため、労働者3名で配線等の撤去を朝から開始した。概ね撤去作業が終了し、配線の取り残しがないか確認したところ、トイレ建屋上部の中2階付近に配線の取り残しを確認されたため、梯子兼用脚立を梯子として、トイレ建屋に立て掛けて使用していたところ、被災者が昇降した際に梯子がずれて、高さ約3.5mから墜落し、鉄製のポールに腹部を強打し死亡した。	030301	371	1	10 ～ 29
2	14 ～ 16	戸建住宅の建設工事における地下室において、壁面に取り付けた下地材の出幅調整作業を、脚立を使用して行っていたところ、脚立の高さ1.1メートルの段上から転落し、搬送された病院にて数日後に急性硬膜下血腫により死亡した。	030202	371	1	1～ 9
1	8 ～ 10	被災者は、木くずを圧縮する圧縮機の背面から手持ちのフォークを用いて圧縮機内部の木くずを解す作業を行おうと、最初に踏み台（高さ52cm）に上り、次に圧縮機の架台（高さ72cm）に乗り移ろうとした際に足を踏み外し、そのまま地面に墜落した。その後、病院に搬送され治療していたが、数日後に死亡した。	010409	371	1	1～ 9
1	14 ～ 16	公園の施設運営管理を受託する共同企業体の構成会社の労働者が、脚立はしごを利用して、駐車場周囲の生垣に植えられたサルスベリ（370センチ）の木の剪定を一人で行っていた。一般入場者から救急に通報が入り駆け付けた救急隊員が血を流し意識がもうろうとする被災者を見つけた。病院搬送数時間後に死亡。	080109	371	1	300 ～ 499
1	14 ～ 16	マンション建設工事の1階において一人作業で型枠解体作業に従事していた被災者が、脚立の横で意識不明状態で倒れているところを発見された。その後、救急搬送されたが、意識が戻ることなく、約3週間後に死亡したもの。首に骨折があり、折れた骨が気道を圧迫	030201	371	1	1～ 9

したことにより、呼吸が出来なくなり意識不明となった。

出典：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_03.html